

## 家庭用通信端末の貸出に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における家庭用通信端末（以下「通信端末」という。）の管理及び貸出に関し必要な事項を定める。

### (対象通信端末)

第2条 この要綱で対象とする通信端末は、主に臨時休業などの緊急時における児童生徒の学びの継続の用途のために教育委員会が購入したモバイルルーターとする。

### (通信端末の管理)

第3条 通信端末の管理は教育委員会が行い、次条の規定による貸出中は児童生徒が在籍する学校長が管理する。

- 2 学校長は通信端末を管理する職員（以下「指定職員」という。）を必要に応じて指定することができる。
- 3 前項の規定により職員を指定した場合は、学校長は家庭用通信端末管理職員指定報告書（様式1号）により教育委員会へ報告する。
- 4 学校長及び指定職員（以下「学校長等」という。）は、SSID とパスワードの管理を厳重に行わなければならない。

### (通信端末の貸出)

第4条 教育委員会は、次に掲げる児童生徒に通信端末の貸出を行うことができる。

- (1) 家庭にインターネット接続環境が整備されていない児童生徒
- (2) 前項掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた児童生徒
- 2 通信端末の貸出を受けようとする児童生徒は、家庭用通信端末貸出申請書（様式第2号）に所要事項を記入し、貸出を受けるものとする。

### (貸出期間及び費用)

第5条 通信端末の貸出期間は、児童生徒が在籍する学校長等と教育委員会が調整の上決定する。

- 2 通信端末の貸出は、無料とする。
- 3 通信により発生する費用については教育委員会が負担する。

### (通信端末の使用)

第6条 通信端末の貸出を受けた児童生徒及び保護者（以下「借受人」という。）は、細心の注意を払い通信端末の使用に努めなければならない。

- 2 借受人は、通信端末を教育の目的以外に使用してはならない。
- 3 借受人は、通信端末に不具合等が生じたり、通信端末を紛失、破損等させたときは、速やかに在籍する学校長等はその旨を届け出なければならない。
- 4 借受人は、通信端末を利用する権利を他人に譲渡、若しくは転貸、又は通信端末を営利目的の活動に使用してはならない。

### (損害賠償等)

第7条 借受人は、通信端末を破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受人の負担において原形に復し、又は現品等をもって弁償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

2 通信端末の使用に伴い発生した損害については、借受人が負担するものとする。

(返却)

第8条 借受人は、通信端末の貸出期間が終了したときは、速やかに学校長等を通じて教育委員会へ通信端末を返却しなければならない。

(貸出停止)

第9条 借受人がこの要綱に違反した場合は、以後の貸出を認めない場合がある。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、管理及び貸出に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年10月 1日から実施する。



## 家庭用通信端末貸出申請書

家庭用通信端末貸出に関する要綱第4条に基づき、家庭用通信端末の貸出を希望するため、下記のとおり申請します。

また、借用にあたっては下記事項を遵守し、適切に通信端末を利用します。下記事項に反し個人に不利益・賠償等が発生した場合には、自己の責任において解決します。

## 記

住 所	
学校名	
児童生徒名	
保護者名	
電話番号	
端末番号	
借用期間	年 月 日 から 年 月 日

1. S S I D、パスワードは、自己の責任で厳重に管理します。
2. 通信端末は、教育目的にのみ使用します。
3. 教育を目的として利用する範囲において想定されるデータ量を著しく超過する等、不正な利用を疑う理由が十分であると教育委員会が判断した場合、その他不正な利用が疑われる場合について、教育委員会がその通信端末に係る通信のログ等を調べることに同意します。
4. 本申請に対する審査のため、過去の禁止事項等の有無について教育委員会が調べることに同意します。
5. 不正な利用を疑われる際の教育委員会による調査への協力に応じない場合は通信端末を返却します。
6. 自己の過失や故意により、教育委員会に損害を与えた場合、それを賠償又は弁償し、それらにより発生した事故等においては、それを自己の責任において処理します。
7. 通信端末を棄損・遺失・汚損等で使用できなくなった際は、速やかに在籍校へ連絡し、現状に復帰する為の一切の費用を負担します。

以上